

町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立保育園設置条例の一部を改正する条例

町田市立保育園設置条例（昭和３４年１０月町田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「法及び児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）等に基づき、市長が別に」を「町田市規則で」に改める。

別表町田市立森野保育園の項及び町田市立本町田保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第１１条の改正規定は、公布の日から施行する。

町田市立保育園設置条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																								
(委任) 第 11 条 この条例施行について必要な事項は、<u>町田市規則</u>で定める。 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>町田市立 こうさぎ 保育園</td><td>町田市相原 町 792 番地</td><td>96 名</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	定員	町田市立 こうさぎ 保育園	町田市相原 町 792 番地	96 名	略	略	略	(委任) 第 11 条 この条例施行について必要な事項は、<u>法及び児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)</u>等に基づき、<u>市長が別に</u>定める。 別表(第 2 条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td>町田市立 こうさぎ 保育園</td><td>町田市相原 町 792 番地</td><td>96 名</td></tr><tr><td>町田市立 森野保育 園</td><td>町田市森野 四丁目 8 番 10 号</td><td>100 名</td></tr><tr><td>町田市立 本町田保 育園</td><td>町田市本町 田 29 番地</td><td>60 名</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	定員	町田市立 こうさぎ 保育園	町田市相原 町 792 番地	96 名	町田市立 森野保育 園	町田市森野 四丁目 8 番 10 号	100 名	町田市立 本町田保 育園	町田市本町 田 29 番地	60 名	略	略	略
名称	位置	定員																							
町田市立 こうさぎ 保育園	町田市相原 町 792 番地	96 名																							
略	略	略																							
名称	位置	定員																							
町田市立 こうさぎ 保育園	町田市相原 町 792 番地	96 名																							
町田市立 森野保育 園	町田市森野 四丁目 8 番 10 号	100 名																							
町田市立 本町田保 育園	町田市本町 田 29 番地	60 名																							
略	略	略																							

